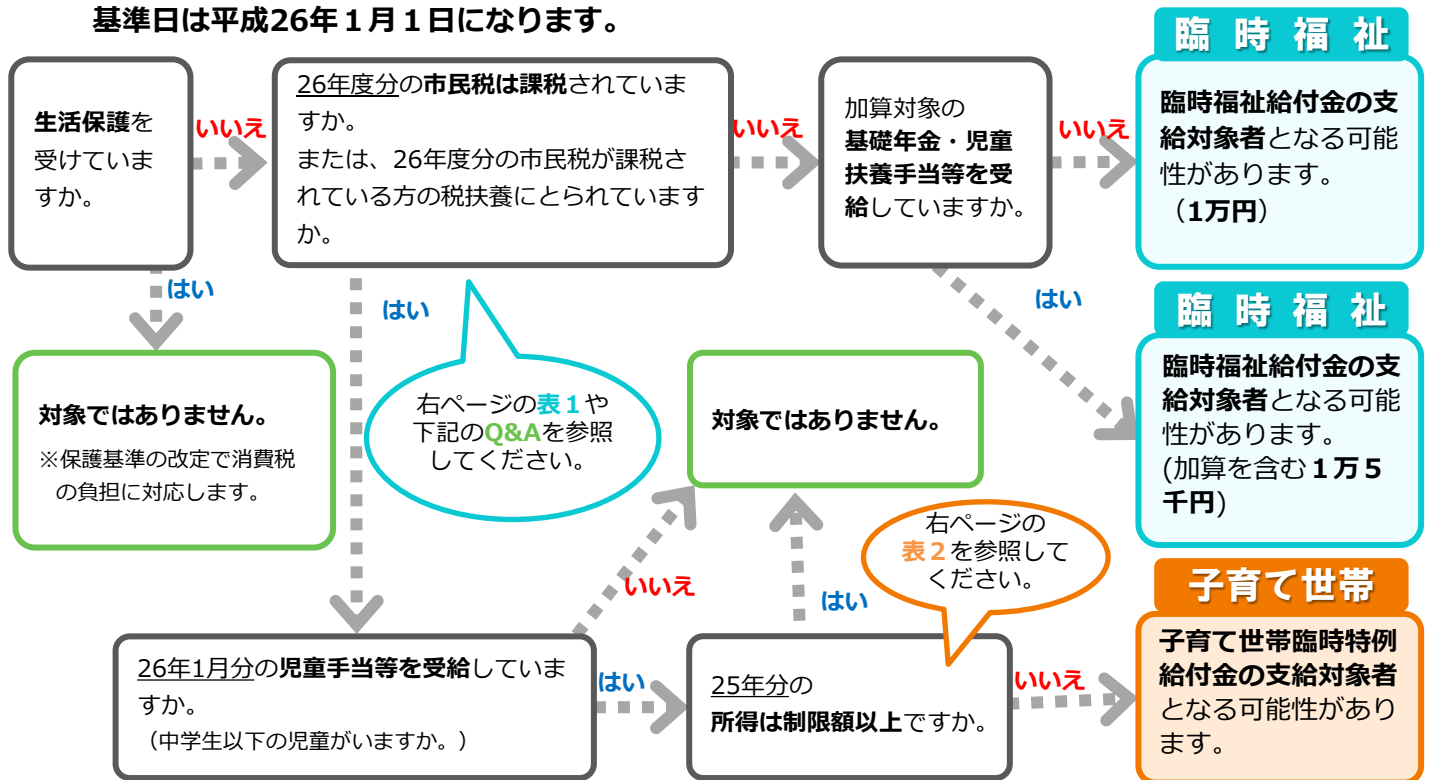


対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は津山市役所または厚生労働省までお問い合わせください。

Q

自分に市民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

例えば、

A

- ・ご自身の給与支給明細書の「市民税（住民税）」の項目に課税額が記載されている場合
 - ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で7段階以上となっている場合
 - ・ご自身の給与や年金の収入が右ページの表1の非課税限度額を超える場合
- には、基本的に市民税が課税されています。

Q

基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A

今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続については、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q

基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

A

〔臨時福祉給付金〕

基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

〔子育て世帯臨時特例給付金〕

基準日（平成26年1月1日）に生まれた児童は対象児童になりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象にはなりません。